

令和4年度
国産材転換支援緊急対策事業
のうち原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業
(うち運搬に係る支援)

第二次募集に適用

目次

- 1 事業の概要
- 2 手続きの流れ、受付期間
- 3-1 助成要件
- 3-2 助成対象
- 3-3 原木のトラック運搬
- 3-4 製品のトラック運搬
- 3-5 原木・製品の内航船運搬
- 4-1 手続きその① 実績報告書兼交付申請 提出書類
- 4-2 (手続きその① 実績報告書兼交付申請) 様式第13号
- 4-3 (手続きその① 実績報告書兼交付申請) 様式第13号別添 (1~4)
- 4-4 (手続きその① 実績報告書兼交付申請) 様式第13号別添 (1) 原木のトラック運搬
- 4-5 (手続きその① 実績報告書兼交付申請) 様式第13号別添 (2) 製品のトラック運搬
- 4-6 (手続きその① 実績報告書兼交付申請) 様式第13号別添 (3) 原木・製品の内航船運搬
- 5 手続きその② 交付決定通知書、交付請求書

ウクライナ情勢の悪化により影響を受ける製品を緊急的に増産し流通させるため、原木及び製品の運搬及び一時保管を支援し、我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的として、原木又は製品の長距離運搬に必要な経費を支援します。

事業イメージ



2 手続きの流れ、受付期間、関係書類の提出先

● 手続きの流れ



※第〇は、公募要領の番号に対応

● 受付期間

	取組期間	実績報告書・交付申請の締切	交付請求書の締切
第二次募集	令和4年8月1日(月) ～令和4年10月31日(月)	令和4年11月30日(水) (必着)	令和5年2月17日(金) (必着)

※全ての提出書類が揃っている場合のみ申請可能

● 関係書類の提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F
一般社団法人全国木材組合連合会 原木・製品の運搬・一時保管支援事業事務局
TEL:03-6550-8540(平日10:00～17:30) FAX:03-6550-8541

3-1 助成要件

運搬助成事業公募(第二次募集)にあたっての助成要件について(第一次募集との違い)

項目	第一次募集	第二次募集
運搬助成事業の登録	登録依頼(事業実施者) ↓ 登録受付(全木連) ↓ 登録通知(全木連)を実施	登録は不要
原木のトラック運搬に対する助成の要件	<ul style="list-style-type: none">・原則、林業経営体と木材加工業者間の原木の取引であること・林業経営体から原木の販売委託を受けた者と木材加工業者間の原木の取引であること	原木の売買に伴う運搬であること

※様式第13号 実績報告書兼交付申請及び同別添 の様式が変更になっています。

3-2 助成対象

助成対象となるメニューは以下の4つ。各メニューの詳細は次ページ以降。

項目	取組内容
原木のトラック運搬経費の助成	原木をトラックで長距離運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
原木の内航船運搬経費の助成	原木を内航船で運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
製品のトラック運搬経費の助成	製品をトラックで長距離運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
製品の内航船運搬経費の助成	製品を内航船で運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し

3-3 原木のトラック運搬

●取組対象期間: 令和4年8月1日から令和4年10月31日までの取組内容

●取組内容について、以下をすべて満たすこと

・原木をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(100kmを超える距離)運搬する取組であること

※運搬距離は、最も経済的な道程

・原木の売買に伴う運搬であること

・第三者に運搬を委託等していること

・スギの運搬においては、林業経営体等の素材生産量又は木材加工業者等の①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量のいずれかが増えていること

なお、・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外

・指定保税地域、保税蔵置場等を終点とするものは除く。

●対象原木 ロシア産材以外であって原木の原産国を証明できるもの

●助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・極積み費)

●助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m^3) \times 1,750円/ m^3 」の低い方

●助成対象者 原木の運搬等の経費を負担した以下の者

・ 林業経営体等(林業経営体が組織する団体を含む)

・ 木材加工業者等(製材業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業等)

・ 原木流通事業者等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)

3-4 製品のトラック運搬

- 取組対象期間: 令和4年8月1日から令和4年10月31日までの取組内容
- 取組内容について、以下をすべて満たすこと
 - ・製品をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(300kmを超える距離)運搬する取組であること※運搬距離は、最も経済的な道程
 - ・製品の売買に伴う運搬であること(自社等施設間での運搬は助成対象外)
 - ・第三者に運搬を委託等していることなお、
 - ・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外
 - ・指定保税地域、保税蔵置場等を終点とするものは除く。
- 対象製品 ロシア産材以外の横架材、下地材、面材(CLTを含む)、単板、ラミナ、原板であって製品の原産国を証明できるもの
- 助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・椙積み費)に要する経費
- 助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m³) × 1,750円/m³」の低い方
- 助成対象者 製品の運搬等の経費を負担した以下の者
 - ・木材加工業者等(製材業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業等)
 - ・製品流通事業者等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)

3-5 原木・製品の内航船運搬

- 取組対象期間: 令和4年8月1日から令和4年10月31日までの取組内容
- 取組内容について、以下をすべて満たすこと
 - ・原木又は製品を内航船で運搬する取組であること
 - ・原木及び製品の売買に伴う運搬であること(自社等施設間での運搬は助成対象外)
 - ・第三者に運搬を委託等していること
 - なお・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外
- 対象原木 ロシア産材以外であって原木の原産国を証明できるもの
- 対象製品 ロシア産材以外の横架材、下地材、面材(CLTを含む)、単板、ラミナ、原板であって製品の原産国を証明できるもの
- 助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・桟積み費)に要する経費
- 助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m³)×2,250円/m³」の低い方
- 助成対象者 原木・製品の運搬等の経費を負担した以下の者
 - ・(原木の場合) **林業経営体等**(林業経営体が組織する団体を含む)
 - ・**木材加工業者等**(製材業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業等)
 - ・(原木の場合) **原木流通事業体等**(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)
 - ・(製品の場合) **製品流通事業体等**(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)

4-1 手続きその① 実績報告書兼交付申請

【手続きその①】



実績報告書・交付申請の締切までに、以下の提出書類を全木連に郵送（提出書類はいかなる理由があっても返却しません）

【提出書類】: ※締切までに提出書類が揃っていない運搬については申請出来ません。

- 様式第13号 実績報告書兼交付申請
- 様式第13号の別添
- 様式第3号 誓約書
- 付属資料（付属資料はいずれも写しを提出し、原本は申請者が保管する）
 - ・運搬の実績がわかる資料（支払を証明する書類※と請求書・伝票※等）
 - ※支払を証明する書類：領収書、支払通知書、精算書、口座引落確認ができるもの等、※伝票：運賃が明記された納品書、送り状、運材明細書等
 - ・木材取引の実績がわかる資料（木材の売買関係（会社名）、運搬開始元と運搬終了先が明示された請求書・伝票等）
 - ・事業者等の概要が分かる資料（会社概要など）
 - ・財務諸表（財政状況のわかる資料。貸借対照表と損益計算書等）
 - ・事業者等の経理管理体制の分かる資料（経理規程又は組織図上で経理担当はどの部署であるか図示のいずれか等）
 - ・（トラック運搬・内航船運搬で輸入原木及び輸入製品を運搬した場合）**原産国を証明できる資料**（インボイス等）
 - ・運搬数量及び運搬経費については、柱や土台などの助成対象外を混載する場合は、対象外分を除いて算出（運賃計算ファイルを参考に、運搬数量及び運搬経費の算出）し、算出根拠として提出
- その他必要な資料・銀行口座情報記入用紙（国産材転換支援緊急対策事業助成金支払いに係る金融機関情報）
 - ・預金通帳の見開きの写しなど（預金者名（カタカナ）、口座番号等が明記されたページのコピー）

4-2 (手続きその① 実績報告書兼交付申請) 様式第13号



様式第13号 (運搬実績報告書兼交付申請)

原木・製品の運搬緊急支援事業実績報告書兼交付申請

年 月 日

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

事業者 No.
運搬登録者の住所・名称
代表者氏名

年 月 日付けをもって登録を受けた原木・製品の運搬実施計画について、下記のとおり実施したので、原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金交付規程第15の1の規定に基づき報告し、助成金の交付を申請します。

記

事業実績の詳細は、別添のとおり。

運搬実績報告

※原木・製品の運搬緊急支援事業を実施した者が記入

(1) 原木のトラック運搬経費交付申請額

交付申請額①	千円
--------	----

(2) 製品のトラック運搬経費の交付申請額

交付申請額②	千円
--------	----

(3) 原木・製品の内航船運搬経費の交付申請額

交付申請額③	千円
--------	----

(4) 交付申請額の合計

交付申請額 ①～③の合計	千円
--------------	----

原木トラック運搬の場合
様式第13号の別添の5(1)－1の助成金額欄
の金額を転記

製品トラック運搬の場合
様式第13号の別添の(2)の助成金額欄の金
額を転記

内航船運搬の場合
様式第13号の別添の(3)の助成金額欄の金
額を転記

合計は必ず記入してください。

4-3 (手続きその① 実績報告書兼交付申請) 様式第13号別添 (1~4)



1 事業実施者の概要					
事業者等の名称	設立年月日		代表者役職、氏名		
資本金	職員数		電話		
住所	〒			e-mail	
主な業務内容					
注：事業者等の概要が分かる資料（会社概要など）のほか、財務諸表、事業者等の経理管理体制の分かる資料を添付すること。					
2 事業担当者					
事業担当者の氏名	所属		連絡先住所	〒	
電話	e-mail				
注：e-mailの登録がない場合は、本事業の助成対象とはならない。					
3 当該事業が必要となった経緯（具体的に記載すること）					
4 事業実施者が、当該計画内容に対して、当該助成事業以外に国からの助成を受けているかどうか。					
<input type="checkbox"/>	受けていない	<input type="checkbox"/>	受けている		
注：「受けている」の場合は、本事業の助成対象とはなりません。					

1から4は
全て記入し
てください。

4の欄には国からの助成の有無にチェックを入れてください。なお、「受けている」に該当する場合は本事業の助成対象とはなりません。

5 手続きその② 交付決定通知書、交付請求書



【手続きその②】

(手続きその①の実績報告書・交付申請の提出)

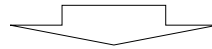


全木連が実績報告書・交付申請を確認し、**交付決定通知書**を送付



助成希望者は、**交付決定通知書の助成金額**により作成した

交付請求書(様式第16号)を提出



全木連より支払い

※応募が多い場合や、実績報告書・交付申請の内容の一部が助成対象となっていない等、交付申請で申請した額＝交付決定額にならない場合があります

必ず公募要領をお読みください
詳細はウェブサイトにて

<https://moku-tenkan.jp/>

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F

一般社団法人全国木材組合連合会 原木・製品の運搬・一時保管支援事業事務局

TEL:03-6550-8540(平日10:00~17:30)

FAX:03-6550-8541